(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 7月 9日

神戸市長 宛

## 提出者

住所 兵庫県神戸市垂水区上高丸1-3-10

氏名 医療法人徳洲会 神戸徳洲会病院 東上 震一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-707-1110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	0)	名	称	医療法人徳洲会 神戸徳洲会病院			
事	業	場の	)所	在	地	兵庫県神戸市垂水区上高丸1-3-10			
計		画	期		間	令和6年度			
当該	当該事業場において現に行っている事業に関する事項								
	①事業の種類					病院			
	②事業の規模					309床			
	③従業員数					441			
	<ul><li>④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程</li></ul>					院内各廃棄物発生現場→院内収集・分別受託業者 →収集・運搬受託業者→中間処理受託業者→最終処理現場			

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図)	7 <del></del>	, 4				
			者(病院長) ↓				
		廃棄物*	管理責任者 ↓				
		事務部(如	L理計画担当)				
特別	川管理産業廃棄物の	排出の抑制に関する事項					
		【前年度(令和 6 年度	ま 実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		排出量	51. 3 t	t			
	①現状	(これまでに実施した耳					
		感染性廃棄物の分別・取	対扱いに注意した				
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		排出量	75 t	t			
	②計画 ②計画	(今後実施する予定の取	文組)	-			
		適正に分別・廃棄物処理を行い排出量の抑制に努める					
特別 	川管理産業廃棄物の <b>「</b>	分別に関する事項     (分別している特別管理	田产業肉棄物の種類及び	『公別に関する形知)			
		感染性廃棄物の分別・取		で万別に関する収配)			
①現状							
		(今後分別する才定の特)組)	別官埋産業廃棄物の種	類及び分別に関する取			
		超上に分別・廃棄物処理を行い排出量の抑制に努める 超正に分別・廃棄物処理を行い排出量の抑制に努める					
	②計画						

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
		【前年度(令和 6 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	①現状	(これまでに実施した耳	文組)				
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	②計画	(今後実施する予定の取	文組)				
自诊	           行う特別管理産業	┃ 廃棄物の中間処理に関す <i>。</i>	 5事項				
	71,71,71,11,11,11,11	【前年度(令和 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
		(これまでに実施した耳	文組)				
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	②計画	(今後実施する予定の耳	文組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
		【前年度(令和 6 年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	物	
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	
	①現状	(これまでに実施した取	組)		
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	物	
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	
	②計画	(今後実施する予定の取	組)		
<b>佐</b> 豆	答理	 			
1477					
		【前年度(令和 6 年度 特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	物	
		全処理委託量	51. 3	t t	
		優良認定処理業者への 処理委託量		t t	
		再生利用業者への 処理委託量		t t	
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量		t t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t t	
		(これまでに実施した取 感染性廃棄物の分別・取			

(第5面)

		(>)1	/ ш /		
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性原	<b>廃棄物</b>	
		全処理委託量	75	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
		再生利用業者への 処理委託量		t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
		(今後実施する予定の耳	· 文組)		
		適正に分別・廃棄物処理	<b>惺を行い排出量</b> ℓ	り抑制に努める	
		【前年度(令和 年度	要実績】		
		特別管理産業		3	
		│ 排   出 │(ポリ塩化ビフェニル廃棄物	量 を除く )		t
		(今後実施する予定の耳			
	子情報処理組織の使い関する事項	適正に分別・廃棄物処理		り抑制に努める	
用に関する事項					
<b>₩</b>					
/ 1	17万 ベビビエイト イカ バンド・エイト イカ バンド・エイト イカ バンド・エイト イカー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー				

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。